

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」体験型一般公開講座 森林セラピー！フットパス参加者募集

森林セラピー、フットパスによる自然を体験できる講座の参加者を募集します。

費用無料(交通費実費)

対象18歳以上の都内在住・在勤・在学の方

講座概要

▼森林セラピー(奥多摩町)

日時①10月31日(月)

②11月1日(火)

③11月2日(水)※定員各25人

▼森林セラピー(檜原村)

日時11月4日(金)※定員25人

▼フットパス(町田市)

日時11月8日(火)※定員10人

申込み問合せ10月17日(月)必着の往復はがきに参加者全員(はがき1枚に2人まで)の住所・氏名・年齢・電話番号・携帯電話番号・希望講座名(奥多摩の場合は①②③のいずれかを記入し、〒163-0690新宿区西新宿1-25-1、新宿センタービルMB1、私書箱4054東武トラベル(株)内事務局 ☎03-6844-6590へ。(講座内容についての問合せは(株)東京市町村自治調査会 ☎042-382-7781へ。)

都市浄化槽の維持管理に関する調査を行います

調査員が、浄化槽を使用されている家庭や事業者の方を訪ね、浄化槽の使用

状況をお聞きし、適正な維持管理の方法等を説明することを予定しています。対象浄化槽を使用の方 調査期間 10月～平成24年3月(予定)

説明事項①浄化槽の適正な維持管理等②家庭でできる生活排水対策

実施機関 東京都委託の(株)東京都生活水環境システム協会(☎042-589-8782)

問合せ 東京都環境局廃棄物対策部 一般廃棄物対策課 設置係 ☎03-5388-3583

就業支援のお知らせ

①全年齢対象「合同就職面接会」の開催

お仕事をお探しの全年齢層を対象とした合同就職面接会を開催します。20社程度の企業が参加予定です。日時10月25日(火)午後1時～4時(受付時間:午後0時30分～3時30分) 参加方法 入退場自由。履歴書を複数枚ご持参ください。②34歳以下対象「実践!採用担当者」に選ばれる応募書類&面接対策講座

内容(1日目)応募書類対策講座(2日目)面接対策講座

日時10月26日(水)・27日(木) 各午後1時30分～4時30分

定員各先着30人(予約制)

③30～54歳対象「実践!採用されるための応募書類・面接対策講座」

内容採用担当者の目線に立った応募書類の書き方、キャリアを生かした面接の

受け方等、就職活動のノウハウを解説します。

日時10月12日(水)午後1時～5時

定員50人(予約制・先着順)

場所すべて東京しごとセンター多摩(東京都国分寺市南町3-22-10)

問合せ東京しごとセンター多摩 ☎042-329-4524

★次世代モビリティニュース★

市内イベントにPRブースを設置します! 電気自動車や電動アシスト自転車に触れてみませんか?



電気自動車に触れてみよう!

10月に行なわれる市内のイベントに「次世代モビリティ活用モデル事業PRブース」を出展します。ブースでは事業で使用する車両等の展示も行ないます。この機会に電気自動車や電動アシスト自転車に触れてみてください。

Table with 3 columns: 開催日, イベント, 場所. Rows include 10月10日(祝) at 中央体育館, 10月29日(土) at 市民会館, 10月30日(日) at 福生野球場.

PR用ロゴマークが完成しました!!

次世代モビリティ活用モデル事業のカーシェアリングとサイクルシェアリングを象徴するロゴマークが完成しました。今後は、ロゴマークを印した電気自動車や電動アシスト自転車がかつと走り回ります。



「次世代モビリティ活用モデル事業」とは… 市民の皆さんが自動車等をそれぞれで「所有」している状態から、市で購入した次世代モビリティ(福生市では電気自動車・電動アシスト自転車)を「共有」することで、CO2の排出抑制等、環境負荷の低減を目指す事業です。また、観光客等の一時利用も可能とし、地域の活性化も図っていきます。 ※利用は有料です。会員登録方法や利用料金等は、今後広報ふっさや市ホームページ等でお知らせしていきます。

問合せ環境課環境係 ☎551-1718、シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551-1699

年金だより

◆離婚時の厚生年金分割制度について 離婚等をした場合、厚生年金の保険料納付記録(※)を当事者間で分割することができる制度があります。

この厚生年金の分割制度には、【合意分割制度】(平成19年4月から)と、【3号分割制度】(平成20年4月から)があります。

(※)保険料納付記録…厚生年金保険料の算定基礎となった標準報酬をいいます。厚生年金の年金額はこの標準報酬を基礎として計算されます。 【合意分割制度】 次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割できます。 ○平成19年4月1日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など

○当事者間の話し合いや裁判手続きにより年金分割の割合(上限50%)を定めたこと

○請求期限(原則として離婚等の翌日から2年)を経過していないこと

◎この制度により分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の納付記録」に限られます。

【3号分割制度】

次の条件に該当した場合に、国民年金の3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ当事者間で分割できます。

○平成20年4月1日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など

○平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者であった期間があること

○請求期限(原則として離婚等の翌日から2年)を経過していないこと

◎この制度により分割される保険

料納付記録は、平成20年4月1日以後の「第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428-30-3410

◆国民年金保険料がクレジットカードで納付できます

納付方法の種類は①毎月納付②6か月前納(4月分から9月分・10月分から翌年3月分)③1年前納(4月分から翌年3月分)があります。

納付できる保険料は「定額保険料」及び「付加保険料込みの定額保険料」です。(保険料の一部を免除されている場合や過去の未払い分の保険料は利用できません。)

クレジットカードでの支払回数 は1回払いのみです。

また納付を希望される場合は、申請が必要です。

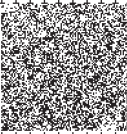
問合せ 青梅年金事務所 ☎0428-30-3410、保険年金課保険年金係 ☎551-1670

国保だより

◆新しい保険証は届きましたか?

10月1日の保険証の更新に伴い、新しい保険証を9月20日ごろに簡易書留で郵送しました。まだ保険証が届いていない方は市役所1階5番保険年金課保険年金係までお問い合わせください。 ※現在短期証を交付されている方は、今までどおり窓口での交付になります。

問合せ 保険年金課保険年金係 ☎551-1640



やすく安心 ジェネリック医薬品!